

〈判例研究〉

ドイツにおける自招酩酊による 限定責任能力と刑の減輕

— 連邦通常裁判所第3刑事部 2003年3月27日判決

池田秀彦

〔判決要旨〕

行為者の責任能力の著しい減退が自招酩酊による場合には、刑法21条、49条1項による刑の減輕は、原則として考慮されない。

〔事実の概要〕

被告人は、犯行日に女友達（付帯私訴人）と激しく言い争い、彼女に暴力を振るった。その後、幾度か付帯私訴人は、被告人電話で話をしたが、いつも言い争いになった。最後に、被告人は、19時59分に伝言サービスで付帯私訴人に挑発的なメッセージを送り、夜が更けてからバスタブにつかり、甘口の白ワインを飲んだが量ははっきりしなかった。彼は、23時30分頃再度、付帯私訴人に電話をかけ、すぐに行くと言った。彼は、既に飲み過ぎていた。付帯私訴人は、家にきたら警察に電話すると言ったが、これに対して被告人は、冷笑しながら、それなら警察と一緒にいくと応えた。その後、彼は、酒を飲んでいるため自分では運転できないと考えて、タクシーを呼び、付帯私訴人の家に向かった。彼女は、家に入れなければ力づくで入ってくるという恐れから被告人を家の中に迎え入れたところ、被告人は付帯私訴人に様々な性的行為を強要した。

原審の地方裁判所は、強姦罪などについて被告人を有罪としたが、その際、刑法21条、49条1項による刑の減輕を行わなかった。その理由としてバスタブ

で2本の白ワインを飲み干したとの被告人の供述が信用できないことを挙げた。裁判所の認定によれば被告人は、刑法21条の弁識・制御能力の減退を根拠づけるような酩酊状態に至っていない。

原審の地方裁判所は、被告人に対し一部の罪について無罪判決を言い渡し、傷害罪と（観念的競合の関係にある）強姦罪および強要罪と（観念的競合の関係にある）傷害罪について4年の自由刑に処し、付帯私訴において付帯私訴人S（以下においては単に付帯私訴人と称する）には、慰謝料5,000ユーロおよび利子を認めた。

被告人は、強姦行為の際に飲酒により著しく減退した責任能力の状態であったと主張したが、原審がこれを認めなかったことを特に争って上告したが、連邦通常裁判所は、次のように説示してこれを棄却した。

[判決理由]

「原審の見解によれば、次の通りである。即ち、行為の違法を弁識し、この弁識に従って行動する被告人の能力は、行為前に飲んだアルコールによって、刑法21条の意味での著しく減退したものではなかった。バスタブで白ワインを2瓶空けたとの彼の供述は、証拠調べの結果否定された。確かに、被告人が自宅でワインを飲んだことは間違いないが、被告人が主張するような量、即ちアルコールを飲み慣れていない被告人が『ひどく酩酊した状態』となるような量ではない。なるほど、被告人が付帯私訴人に23時30分に電話をかけたときに『たっぷり飲んだ』と述べたことは、『一定量のワインを飲んだ』ことの証拠となる。母親と義父が家の片付けをしていて空の白ワインの瓶1本を居間で見つけ、母親はさらに台所のゴミ箱に空の瓶が1本入っているのを見た。しかし、原審は、被告人は行為前に彼がいうほど酒を飲んでいないと確信した。

a) この基礎となっている原審の証拠評価は、結果的に、上告の事実点・法律点に関する非難に堪えるものである。

原審は、行為前の飲酒について直接裏付ける証拠のない被告人の供述を簡単に否定することはできないとは考えなかった。むしろ、原審は、自由心証主義（刑訴法261条）により、証拠規則に拘束されずに、具体的場合における認識可

能性にに基づき被告人の弁識能力または制御能力が著しく減退していたとか、喪失していたといえるような程度までアルコールを飲んだかどうかについて確信を得なければならなかった。その際、原審が被告人の飲酒量の供述を信用できないと評価することは、証拠調べの結果その根拠を得た場合には、原審の自由である（参照せよ。BGHSt 34, 29, 34; BGHR StGB § 20「血中アルコール濃度」12および§ 21「血中アルコール濃度」13と22）。

3. しかしまた、当裁判所の見解によれば、原審が飲酒による被告人の責任能力の著しい減退について法的に誤って否定したとしても、上告は認められない。いずれにせよ刑法21条、49条1項による刑枠の変更（Strafrahmenverschiebung）は、ここでは問題とならない。

この刑枠の変更については、確かに裁判官の裁量による任意的な刑の減輕が問題となり、それは、原則的に、責任を増大する事情が弁識能力または制御能力の減退による行為責任の減少を埋め合わせる場合にしか度外視することが許されない。責任能力の限定がアルコールの影響に基づくときは、このような事情は、確かに行為者が有責に酌酩したという場合に見いだすことができる。しかし、原因において自由な行為の法理により刑の減輕が否定されるような場合を別とすれば、これは、従来の連邦通常裁判所の見解によれば、行為者が以前にアルコールの影響で犯罪を行い、そのためこのような状態で犯罪を行う傾向があることを行為者が知っているか、知り得た場合にしかあてはまらない。さらに、以前にアルコールの影響で行った犯罪と今回行った犯罪とが程度等の点で匹敵するものであることが要求される。この見解によれば、なるほど行為者は、以前にアルコールの影響で同一のまたは類似の行為を行っている必要はないが、以前の行動に照らしてアルコールの影響により今回の行為に匹敵する犯罪を行うことを予期できなければならない……（中略）……。

当裁判所は、今後、この見解を維持するつもりはない。むしろ、当裁判所は、行為者の責任能力の著しい減退が自招の酌酩によるのであれば刑法21条、49条1項による刑枠の変更は、原則として考慮されないと考える。これに対して、行為者が以前アルコールの影響で——匹敵しうる——犯罪を行ったかどうかは重要ではない。これは、次のような考慮に基づく。

a) 従来の連邦通常裁判所の判例は、立法者の考えと一致しない（次のもの

参照。Foth DRiZ 1990, 417, 418)。刑法 21 条に相当する規定は、ライヒ刑法にはなかった。これは、完全な責任能力（帰責能力）か完全な責任無能力（帰責無能力）しか知らなかった。1925 年のドイツ一般刑法の政府草案に初めて、行為の是非を弁識し、またはその弁識に従って行動する能力が行為時に意識障害、病的な心的障害または精神遅滞により著しく減退していた行為者については、草案 72 条により刑が減輕されるとの規定が置かれた。しかし同時に、この規定は、自招酩酊に基づく意識障害の場合には適用のないことも明確に規定されていた。責任能力が著しく限定された場合に刑の減輕は、必要的であり、同時に、行為者が以前アルコールの影響で犯罪を行ったかとどうかに関わりなく責任能力の減退が自招酩酊に基づく場合にも刑の減輕の見送りも必要的であった。

1927 年の草案で（1962 年の草案と同様に）、現行の刑法 21 条の規定に相応する、責任能力の著しく限定された場合の任意的な刑の減輕の可能性が定められた。それは、自招酩酊の場合の刑の減輕の必要的排除に関する規定と切り離されて 1933 年 11 月 24 日の危険な常習犯対策および保安・改善処分に関する法律（RGBI I 995）により刑法典に挿入された。その根底には、任意的規定であるために裁量判断によりこのような場合を刑の減輕の対象から排除する可能性を開き、他方またそれは、必要的規定に比べより柔軟な解決を許すが故に、刑の減輕の必要的排除規定は見送ることができるという考えがあると見ることができる。1962 年草案理由書の中にも「責任能力の減退を有責に招来したこと」は刑の加重理由として考慮できる、との趣旨の記述がある（BT-Drs. IV /650 S. 142）。

このような見解に連邦通常裁判所は、当初従った。1951 年に、「飲酒による酩酊はいずれにせよ自ら招いたものであり、それ故被告人に対して刑の減輕を認めることはできない」との理由で原審が、被告人の飲酒による責任能力の減退について判断を示さなかったことを是認した。ここには、法的瑕疵はない。「けだし、原則として自招酩酊は刑を減輕しない理由となるからである」（BGH bei Dallinger MDR 1951, 657; 参照せよ。より詳細には、Foth 前掲論文）。その後、自招酩酊の場合に刑の減輕を否定することについて前記の制限的判例が展開した。

b) 自招酩酊による責任能力の著しい減退の場合に刑法 21 条、49 条 1 項による刑枠の変更を否定できるのは、行為者が以前アルコールの影響で行った — 匹敵する — 犯罪の警告作用を無視した場合に限るとすれば、これは、刑法 323 条 a の完全酩酊の法律上の規定に矛盾する。この規定によれば、故意または過失により飲酒や他の薬物により酩酊した者が、この状態で違法な行為を行ったけれども、酩酊による責任無能力のためにまたはそれが排除できないために処罰できない場合には 5 年以下の自由刑または罰金刑を科される。従って、処罰は、有責な自招酩酊と結びつくのであり、酩酊して行った違法な行為と結びつくのではない。これは、処罰条件に過ぎない (BGHSt 16, 124 ff.; 32, 48, 54 f.)。しかし、行為者が以前の結果から相当量の飲酒後に違法な行為を実行する傾向にあることに気づき得たかどうかにかかわらず — 排除できない — 責任能力の喪失に通じる有責な自招酩酊を立法者が処罰の対象にする場合に、自招酩酊に対するこの否定的な法律上の評価を、飲酒により責任能力を喪失するまでには至らず著しい減退にしか至らない場合に対して制限することは、正当化できない。さもなければ責任能力を有している者がその酩酊により責任無能力となった者よりもより優遇されることになるからである。アルコールの影響下で行った行為に対して刑法 21 条、49 条 1 項により減輕された刑の方が、同様の酩酊中の行為で完全酩酊の場合に刑法 323 条 a により定まる刑よりも軽いような場合には、特に、解消しがたい評価矛盾が存することになる (BGHR StGB § 323 a Abs.2 Strafzumessung 5)。この評価矛盾は、完全酩酊での処罰が自招酩酊を根拠としているのに対し、他方、責任能力の減退しているに過ぎない場合の処罰がアルコールの影響下で行った犯罪と結びついていることを以てしては正当化し得えない (a. A. Leckner/Perron, in: Schönke/Schröder, StGB 26. Aufl. § 21 Rdn. 21)。けだし、いずれの場合においても、過度の飲酒の有害な作用の刑法的評価が問題となっているからであり、それは、酩酊により責任能力の完全な喪失に至るか、著しい減退に至るかによって異なる結果とはなり得ない。上記の矛盾は、酩酊した行為者の責任がないか、著しく減少しているに過ぎないかどうか疑わしい場合において、完全酩酊に対する量刑に際して刑法 21 条、49 条 1 項による酩酊中の行為の構成要件の縮減した刑枠が考慮される (参照せよ。BGHR StGB § 323 a Strafzumessung 5) ことによつ

て覆い隠されているに過ぎない（批判的なのは、BGH NStZ-RR 1997, 163, 165）。それは、有責な酩酊の場合に刑法 21 条、49 条 1 項を経由しての刑枠の変更を原則として否定することによってしか適切に避けることはできない（Foth, in: FS für Salger S. 31, 37f.）。

c) このような処置は、責任主義にも、責任に応じた刑罰の原則にも則している。

過度の飲酒による潜在的に有害な結果、即ち一方において意識を混濁させ、他方において行動衝動を生ぜしめ、そして行動抑制を弱めるその作用は、一般的に知られている。確かに、この結果は、あらゆる人に等しく、また過度の飲酒後に必ず生ずるわけではない。また、それは必ずしも可罰的な行動につながるわけではない。しかし他方、過度の飲酒の影響は、決して確実に予測できるものではない。飲酒した者が飲まなければしないような、予期しない — 可罰的な — 方法で行動することがしばしばあるという事情は、正に、過度の飲酒に特有の危険性を特徴づけている。従って酩酊は、社会に対して抽象的に危険であり、それ故 — 自招である場合でも — 無価値を含んでいる。そして、以前の経験から — 匹敵しうる — 犯罪実行の個人的傾向が具体的行為者に知られていたか、または少なくとも知られ得たかどうかに関わりなくアルコールの影響を受けた行為の場合には、自招酩酊の刑法上の評価を無価値と関連させることができる（参照せよ。BGHSt 16, 124, 125）。従って、立法者は、行為者が飲酒によりその具体的行為に対して責任を問われないような場合に対して刑法上の非難を、抽象的危険犯として — その処罰に対して酩酊中の行為はそのきっかけを与えるに過ぎない — 有責な自招酩酊と結びつけることができた（BGH a. a. 0.）。

しかし、その場合に、自招酩酊により責任無能力となるのではなく、責任能力の著しい減退を招く場合には、行為者が過度の飲酒の危険な結果に関して以前に当該経験を有したことがないとしても、原則として刑法 21 条、49 条 1 項による刑の減輕を否定することこそが首尾一貫している。その場合にも酩酊の抽象的危険性は、通例、認識できるし、その行為責任は、正に、この抽象的危険性が現実具体的な法益侵害の危険または侵害に転化したことによつてはつきりと示される。

このことは、原則的に行為者がどのような犯罪をアルコールの影響を受けて行ったか、この犯罪に対して定められている — 刑法 21 条、49 条 1 項により減輕される — 刑が、酩酊による完全な責任無能力の場合に適用されるべき刑法 323 条 a 第 1 項の刑よりも軽いかどうかに関わりなく妥当する（これについては、第 5 刑事部の考察、NStZ-RR 1997, 163, 165 f. を参照せよ）。アルコールによる責任能力の著しい限定による刑の減輕の程度は、アルコールの影響で行った犯罪の重大性に関係がない。従って、長期 5 年を超える自由刑の定められている重大な犯罪の場合と法定刑のより軽い犯罪の場合とで、酩酊による責任の減少は、前者の方がより重大であると評価することはできない。反対に、潜在的な法益の侵害が重大であればあるほど、法秩序は、その予防により大きな要求をするし、自招酩酊によって規範に従った行動をする能力を損なった者を刑枠の変更によって優遇する理由はそれだけ少なくなる。付言すると、これは、立法者が軍刑法 7 条の中で自招酩酊を理由とした刑の減輕の問題を明確に規定した点において立法者の見解とも一致する。立法者は、そこで犯罪の重大性や法定刑の如何で区別することなく軍事犯罪、戦時国際法に違反する犯罪、兵士が職務中に行う犯罪に対して自招酩酊を理由とした刑の減輕を一律に排斥した。規定の内容において軍刑法 7 条と一致する、ドイツ民主共和国刑法 16 条 2 項 3 文もこのような区別を認めていなかった。

d) 前述の原則によりここでは、刑法 21 条、49 条 1 項による刑の減輕は、考慮されない。被告人は、完全に有責に、その責任能力を限定する酩酊状態に陥った。彼は、アルコール中毒でも、アルコール過敏症でもないし、分かっているがアルコールの基本的に有害で、抑制を取り除く作用に身を委ねた」。

[関連条文]

刑法第 20 条¹⁾「行為の遂行に当たり、病的な精神障害、根深い意識障害、または精神薄弱若しくは重大なその他の精神的偏きのため、行為の不法を弁別しまたはその弁別に従って行為する能力がない者は、責任なくして行為したものである」

刑法第 21 条「行為の不法を弁別しまたはこの弁別に従って行為をする犯人の

能力が、第20条に列挙された理由により、行為の遂行に当たり著しく低減していたときは、第49条第1項に従ってその刑を減軽することができる」

刑法第49条第1項「本条による刑の減軽が定められまたは認められるときは、減軽につき次の各号を適用する。

- 1 無期自由刑に代えて、3年以上の自由刑とする。
- 2 有期の自由刑の場合には、定められた長期の4分の3を限度として宣告することができる。罰金の場合にも、日数分の最高額について同じである。
- 3 自由刑の加重された下限は、
短期10年または5年の場合には2年まで
短期3年または2年の場合には6月まで
短期1年の場合には3月まで
その他の場合には法定の短期まで
軽減する。

第2項「裁判所は、本条を援用する法律により、刑をその裁量によって減軽することが許されるときは、定められた刑の法律上の最下限まで引き下げまたは自由刑に代えて罰金刑を宣告することができる」

刑法第323条a第1項「故意または過失によって、アルコール飲料またはその他の麻酔剤により自己を酩酊状態に陥れた者は、この状態において違法行為を行い、かつ酩酊の故に責任無能力であったかまたはそれを排除し得ないためにこの行為を理由としてこの者を処罰できない場合には、5年以下の自由刑または罰金に処する」

第2項「その刑は、酩酊状態において行われた行為について定められている刑よりも、重いものであってはならない」

第3項「行為は、酩酊による行為が告訴、授權または処罰要求がなければ訴追され得ない犯罪である場合においては、告訴、授權または処罰要求がなければ訴追されない」

[解説]

I. ドイツでは、わが国と異なって限定責任能力は、刑の必要的減輕事由ではなく、任意的減輕事由に過ぎないのであるが（ドイツ刑法 21 条）、酩酊状態での行為がそもそも刑の軽減の対象となり得るかどうかについて、学説および判例において様々に議論されてきた。そして、今日、酩酊状態での行為についても刑法 21 条、49 条 1 項による任意的な刑の軽減は可能であることが承認されている²⁾。

もともと、1951 年以降の判例において連邦通常裁判所は、自招酩酊の場合には、酩酊の一般的危険性についての認識があれば刑法 21 条、49 条 1 項による刑の軽減の対象とはならないとの見解であった³⁾。その後、1960 年代の初めに重要な判例変更があり⁴⁾、従前の見解が放棄されて以降最近に至るまで判例において、二つの基準が用いられた⁵⁾。一つは、行為者が飲酒後に犯罪を行う傾向にあることについて認識していたかまたは認識し得た場合には、刑法 21 条、49 条 1 項による刑の軽減の対象とはならないというものである⁶⁾。もう一つは、アルコールのもつ抑制力を取り除く作用を認識しまたは認識すべきであったにも拘らず、過度に飲酒したため犯罪を行う危険が生じたような場合には、刑の軽減は認められないというものである⁷⁾。

この二つの基準は、判例においていずれか一方が援用されたり、両方の援用がなされたりしてきたが、最近の判例では、起訴された犯罪行為が過去に酩酊状態で行った犯罪行為に匹敵するものであって、酩酊状態での被告人の犯罪傾向を裏付ける場合には、刑法 21 条による刑の軽減は否定されるべきものとされている⁸⁾。

本判決は、そもそも自招酩酊の場合には限定責任能力を理由とした刑の軽減の対象とはならないとして、傍論での説示とはいえ、上記の従来の判例の転換を図るものである。

II. 本判決の見解は、自招酩酊の状態で行った犯罪に対する刑法上の責任を厳しく問うものであるが、このような見解は、かなり古くからの立法論の中にも見いだすことができる。

例えば、連邦参議院法案は、完全酩酊下で犯罪を行った場合に関するドイツ

刑法 323 条 a の刑の上限を 5 年から 10 年への引き上げを図り⁹⁾、また、キリスト教民主同盟・キリスト教社会同盟議員団の法案は、アルコールによる責任無能力状態で犯罪を行った場合に刑の減輕にとどめようとし¹⁰⁾、さらに、旧東ドイツの刑法の規定（東ドイツ刑法 15 条 3 項、16 条 2 項 3 文）に倣って自招酩酊により責任無能力となった場合や責任能力の減退した場合には、行為時に完全に責任能力のあったときと同様に取り扱うべきであるとする提案がある¹¹⁾。

また、連邦通常裁判所第 5 刑事部は、既に 1997 年に従来の判例に疑念を表明している¹²⁾。即ち、第 3 刑事部の本判決は、決して突出した見解というわけではなく、酩酊中の犯罪に対して厳格な対応を求める、従来から存在する意見と軌を一にしているのである。

Ⅲ. 本判決は、自招酩酊の場合を刑の減輕の対象外とする見解を、完全酩酊下での犯罪行為に関するドイツ刑法 323 条 a と刑法 21 条との比較を以て根拠づける。判決は、立法者が刑法 323 条 a を以て責任能力の喪失に至るような有責な酩酊は、可罰的不法をなすと宣言したとの理解を前提に、自招酩酊により限定責任能力の状態に陥った場合にも、323 条 a の場合と調和のとれた解釈がとられなければならないとする。さもなければ、酩酊により責任無能力となった場合に比べ限定責任能力となった場合には科刑の点で優遇されることになるからであるとする。より具体的には、ある犯罪行為について刑法 21 条により減輕された刑と刑法 323 条 a による刑とを比較して前者が軽いような事態は、極めて不当であるとする。

そもそも刑法 323 条 a は、解釈論上意見の対立のある規定であるが、自ら責任無能力の状態を惹起することを可罰的違法行為としていることについては異論がない。飲酒や他の薬物により酩酊した状態の者が抑制のきかない反応をし、犯罪行為を行うことはよく知られた事実であるが、この酩酊中の行為を客観的処罰条件としていることも確かである¹³⁾。判例、通説によれば、同条文は、抽象的危険犯の規定である¹⁴⁾。即ち、酩酊状態の惹起は、社会に対する容認できない危険性をはらむが故に、故意または過失による自招酩酊は、処罰の対象となっているのである。

本判決は、刑法 323 条 a についての判例および通説の理解に基づいた上、自ら責任無能力の状態を惹起して、違法な行為を行った者を刑法 323 条 a により

処断する場合の刑よりも、限定責任能力の状態では違法な行為を行い、刑法 21 条、49 条 1 項により刑の減輕される場合の刑の方が軽いのは、正義感からして容認できないということから、その解決策として自招酩酊により限定責任能力の状態では違法行為を行った場合には、刑法 21 条、49 条 1 項の適用を排除するというものである。

従って、刑法 323 条 a について判例、通説とは異なる見解、即ち具体的危険犯説に立てば、本判決の論証は成り立たないことになる。具体的危険犯説によれば、酩酊により被告人が違法な行為を行う危険が生ずるとの具体的な根拠が必要とされ、このような根拠は、被告人が過去に類似の出来事によりアルコールの抑制を取り除く作用について経験を有した場合に認められる¹⁵⁾。刑法 323 条 a を具体的危険犯と理解する説によれば、アルコール摂取により具体的な危険の発生する徴候のある場合に刑の減輕の対象外とする、刑法 21 条についての従来の判例は、首尾一貫したものである。

また、刑法 323 条 a について抽象的危険犯説に立つ論者からの判例批評があるが、知りうる限りでは、いずれも賛意を示していない¹⁶⁾。

それは、大きくは、本判決の見解がそもそもドイツ刑法のよって立つ責任主義と調和するののかという根本的疑問に基づくのであるが、これ以外にも次のような問題が指摘されている¹⁷⁾。

第 1 に、本判決が立法上の沿革を引き合いに出して論証する点について、確かに 1925 年の刑法典草案は、限定責任能力の場合に刑の必要的減輕を規定する一方、自招酩酊の場合には刑の減輕を明確に排除したのであるが、同草案は、そもそも法律とはならなかったものであり、本判決は、現行法を草案の視点で、言い換えれば法律化されなかった立法者意思で解釈するものであり、許される法解釈の限界を超えているという批判である¹⁸⁾。

第 2 に、本判決の主張する、責任無能力の状態での違法行為と限定責任能力の状態での違法行為との量刑上の問題は、現実の量刑実務では生じていない¹⁹⁾。むしろ、本判決の見解によれば、自ら責任無能力の状態を惹起し、重大な違法行為を行った場合には刑法 323 条 a により刑の上限は 5 年にとどまるのに対し、責任能力の減退の場合は、それが責任無能力に極めて近い状態でも刑の減輕の対象外となってより重い刑に処されるのは不当であると批判する²⁰⁾。

第3に、刑法323条aと刑法21条とでは規範構造が違い、即ち前者では、自ら責任無能力の状態を惹起したことが違法とされているのに対し、後者では、違法とされるのは、実行行為それ自体であって両条文の比較検討から論理を組み立てるといふ本判決の論証は、間違っているとする。²¹⁾

いずれにせよ、本判決の刑法21条に関する所論は、傍論にすぎないとはいえ、連邦通常裁判所の示したものであるだけに、今後の判例にどのような影響を与えるのか、今後の展開が待たれる。

注

- 1) ドイツ刑法の条文の訳は、宮澤浩一訳『ドイツ刑法典』昭和57年によっている。
- 2) 連邦通常裁判所の判例によれば、原則的に2パーミル以上の血中濃度で刑の軽減の対象となる。これについては、Lenckner/Perron, in: Schönke/Schröder, Kommentar zum StGB, 26. Auflage 2001, § 20 Rdn. 16b.
- 3) BGH bei Dallinger MDR 1951, 657. Rautenberg, Verminderte Schuldfähigkeit, 1984, S. 155 f.
- 4) BGH MDR 1960, 938.
- 5) Jähne, in Leipziger Kommentar zum StGB, 11. Auflage 1993, § 21 Rdn. 22; Lenckner/Perron, a. a. O., § 21 Rdn. 20.
- 6) BGH StV 1985, 102; BGH NSTZ 1986, 114; BGH StV 1993, 355; BGH NSTZ 1994, 183.
- 7) BGH NJW 86, 793; MDR 60, 938; BGH NSTZ 1990, 537.
- 8) BGH NSTZ 1993, 537; BGH NSTZ 1994, 183.
- 9) BR-Dr 123/97.
- 10) Entwurf eines Rauschtaten-Strafschärfungsgesetzes der CDU / CSU-Fraktion. BT-Dr 14/545.
- 11) Maatz StV 1998, 279.
- 12) BGH StV 1997, 73.
- 13) BGHSt 6, 89. Lenckner/Perron, a.a.O., § 323a Rdn. 13.
- 14) BGHSt 2, 14; BGHSt 32, 48; Systematischer Kommentar zum StGB, 7. Aufl. § 323a Rdn. 1.
- 15) Lenckner/Perron, a.a.O., § 323a Rdn. 1.
- 16) Neumann, StV 2003, 527; Rau, JR 20004, 401.
- 17) Neumann, a.a.O., 530 f; Rau, a.a.O., 403 ff.
- 18) Neumann, a.a.O., 528; Rau, a.a.O., 405.
- 19) Neumann, a.a.O., 529; Rau, a.a.O., 403.
- 20) Neumann, a.a.O., 531.
- 21) Rau, a.a.O., 405.